

第六回 参議院郵政委員会會議 録第三号

昭和二十四年十一月十四日(月曜日)午後一時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○郵便物運送委託法案(内閣提出)

○郵政省所管事項に関する件

○委員長(山田佐一君) それでは會議を開きます。お諮りいたしますが、委員外の新谷さん、千葉さんから發言を求められておりますが、これを許可して御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 異議なきものと認めまして、さよう決しました。大体政府の提案理由の説明は済んでおります。そうしますと、委員の方からの質問から始めます。御質疑がありましたらどうぞ。

○渡邊基吉君 第四條の第四号について質問したいと思います。第四号に、「郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により運送事業を営む者が、第八條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当し、」云々とありますが、第八條には七号まで、運送業者の種類が出ておるわけですが、どうして第三号までで御該当と決められたのか、この理由を伺います。

○政府委員(浦島喜久衛君) 第四條の第四号でございましょうか。

○渡邊基吉君 第四條の第四号。

○政府委員(浦島喜久衛君) この第四條の第四号は、この第八條の第一項第一号から第三号までとございしますが、これは鉄道或いは又軌道によりする場合は該当した場合といふことになる

わけでありまして、これは例えば郵政省におきまして、郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設等においてでありまして、鉄道で鉄道の運送機関を利用してやります場合に、並行線として、鉄道が二つあります場合に、第四條の規定によりまして、隨意契約を行うという意味の規定をいたしたのでありまして、主に第四号は鉄道、いわゆる汽車によりする運送の場合だけを予定しておりますので、かような規定をいたしたわけでありまして、○渡邊基吉君 説明によりまして、鉄道並びに軌道業者に対する場合を予想しているようですが、第八條には船舶或いは自動車運送業者などが挙げてありますが、こういう業者の場合には、この隨意契約ができないのであります。か、どうか、どうでありますか。

○政府委員(浦島喜久衛君) これは同じ区間に二つそういう運送機関がある場合を規定してあるものであります。自動車、船舶等は、二つありまして、外の項目によりまして隨意契約ができるという考えなのであります。この第四号は、鉄道等がどちらか一方の機関を利用しなければならぬのであります。同じ地域に並行して両方に郵便物を積むというとは不経済でありますので、そういう場合には郵政省が隨意契約をしまして、どちらか一方の輸送機関を使う、こういう規定をいたしているわけでありまして、自動車、船舶等は……自動車につきましては、主に送専用自動車とか、同じ区間に二つ契約をするといふことはあり得ないと思

います。託送、いわゆる乗合自動車、バスに郵便物を託送します場合には、これを同じ区間に同じ乗合自動車がつる、そういう場合にこの第四條の第四号として隨意契約をするのでない、こういう意味の規定であります。

○渡邊基吉君 次に第五條の二項、三項につきまして、二項の運送料金の基準決定には運輸大臣が予め郵政大臣に協議をすると謳つてありますが、第三項の運送料金の基準の変更については、「郵政大臣に通知して」と、一片の通知によつてその変更ができるように相成つておりますが、これはどういう理由でありますか。

○政府委員(浦島喜久衛君) この委託法案によりまして、郵便物を運送します料金を如何にして決めるかという規定が第五條の規定でございしますが、郵便物でありますも、やはり貨物運送の一種でございまして、それがいわゆる汽車によりまして運送される場合には、その運送料金は国有鉄道運賃法、それから地方鉄道法であります。地方鉄道法、軌道法というように規定によりまして、又陸路、自動車によりする場合には道路運送法によりする。船舶によりする場合には海上運送法によりまして、それらの運送機関が運送します料金を決めます場合には、運輸大臣が監督権を持しまして決めるということになつてゐるわけでありまして、従いまして原則としては、郵便物でございしても、一種の貨物に対する運送料金でありますので、その権限は運輸大臣にある。こういうのが基本的な考え方になつてゐるのであります。が、併しながらこの郵便物の運送の場合には、運送料金の決め方によりましては、郵便事業の経費上重大なる関係があるわけでありまして、料金の決め方如何によりましては、郵便料金そのものにも影響して来る、こういう場合も想像されますので、従つて運輸大臣がそれらの只今申し上げました法律によりまして、勝手に一方的に決めてはならない、必ず事前に郵政大臣と協議して決めるということに規定しております。第二項であります。

第三項におきまして、変更の場合には「郵政大臣に通知して」という規定がございしますが、勿論第五條の第二項によりまして、運輸大臣が郵政大臣と協議しまして、運輸審議会に諮つてそれを決定しますわけでありまして、運輸省設置法によりまして、運輸審議会の決定に對しましては、運輸大臣はその決定を尊重しなければならぬ、こういう規定があるのであります。従いまして事實上運輸大臣としましては、運輸審議会の決定を尊重して、その通りにやらざるを得ないわけでありまして、基準の場合には事前に協議しますが、変更の場合には通知をするということになつておるわけでありまして、勿論これは第三項は料金の変更でありまして、而もこれは運輸審議会が自発的に変更を取上げて決定した場合であります。運輸審議会が自発的に取上げませんでも、運輸大臣或いは又郵政大臣において変更を要するといふ場合には、第二項を適用しまして、よく運輸大臣

と郵政大臣と事前に協議をするわけでありまして、そこに運輸大臣或いは郵政大臣の協議なく、運輸審議会において何らかの運送料金を変更する必要がある場合には、運輸審議会が自発的に取上げられて、この変更を求められるときには、運輸大臣としましては、その運輸審議会の決定を運輸省設置法によりまして尊重しなければならぬといふ事実上の拘束があるわけでありまして、拘束がありますから、改めて郵政大臣と協議してそれを決定するのでなくして、大体通知でよろしい、こういうふうな意味におきまして、第三項は通知ということに規定したわけでありまして、

○委員外議員(新谷實三郎君) 今の渡邊委員の質問に関連いたしまして、第五條の第三項であります。そういうふうな運輸大臣に対する一片の通知で変更されるということになると、郵政事業の運営の上に非常に困つた結果になる場合もあると思ふのであります。もと／＼運輸審議会というものは初めからその決議は尊重しなければならぬが、性格としてはこれは諮問機関に過ぎないのであります。第二項にもあるように、運輸審議会の決定がありまして、その決定をできるだけ尊重して、決めるのは誰が決めるかといふと、運輸大臣が決めるという建前でありまして、第三項におきまして、同じ趣旨で運輸大臣が責任を持つて決めることとなるのですが、この場合には郵政大臣に十分相談をした上で、同事業の運営に支障ないよう決めるのが、

適当じゃないかと思うのであります。その点について、これを場合によつてはそういうふうな修正をした方が私はいいじゃないかと思うのであります。郵政省当局の御意見は如何ですか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 勿論只今おつしやいます通りに、通知のみでやられますと、郵送料金の変更が相当重大な変更になりますと、郵政の会計としまして著しい問題が起るわけでありまして、従いましてそのような場合は、結局この法律上におきまして、この法律通りに行きますと、郵政省は通知を受けなければならぬので、それに従いまして郵便料金の改訂或いは又予算改訂等を考慮せざるを得ないと思うのであります。併しこれは最終的な決定は国会で審議されるわけでありまして、かような場合は、重大な変更の御審議は、自然、料金の改訂或いは予算変更ということになれば、国会において審議されるわけでありまして、或いは運輸大臣の一方的な通知のみにおいてこれが決定されるということとはあり得ないと思ひます。それから勿論この変更の場合に、運輸審議会においてこの変更の問題が審議されます場合には、勿論この審議会には関係省としまして、郵政省からやはり出席をいたしまして、恐らくこちらの郵政省の意見も求められると思ひます。従いましてその審議会の審議におきまして、十分に郵政省の発言権もあり得ると思ひますので、恐らく私はこの料金の変更におきまして、著るしく郵政大臣が困るという事態は、余程の特別の事情がございませぬ限りは、あり得ない、こういうふうな考へておるわけでございます。

いますので、一応郵政省としましては、第三項のように通知に止めたわけでございます。

○委員外議員(新谷實三郎君) 今の御答弁の中で、私誤解かも知れませんが、多少政府委員の方にも誤解があるかと思うのであります。それはこの運送料金の基準というものが、一々国会にかかると私共考へておりました。全般的に、基準になる運賃については国会の決定を必要とするわけでありまして、例えば端のに申上げると、郵便車等を非常に沢山造つた。郵便関係の運送料金についてのみ基準の変更をしなければならぬ場合が出て来るわけでありまして、そういう場合には国会にはかけず、運輸審議会だけで済むのではなからうかと私は思うのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 只今の点は、ちよつと誤解があると思うのであります。私が国会に關係があると申しましたのは、そういう個々の問題には必ず国会において最終的に決定されるというのではなくて、この運送料金の変更が、郵便料金或いは郵政会計に著るしく影響を及ぼす場合は、当然郵政大臣としては料金改訂、予算の変更というところを取上げざるを得ない。従つてその点からいたしまして、国会において審議願うような事態になるかも知れないというところを申上げたのであります。さういふ事態になりませんならば、個々の、例えば鉄道で郵便を運送する場合は、鉄道の運送料金の変更という場合には、若し郵便料金或いは又予算の変更がなければ、この運輸審議会において決定されて行く。こういうことにならうと思ひます。

○委員外議員(新谷實三郎君) その意味におきましては、やはり先程私から心配をして申上げましたような事態が、ここで起り得ると私は考へるのであります。この点は多少意見の相違になるかも知れませんが、他の委員から御発言があると思ひます。この機会に一応伺つて置きたいのは、第一條にも明らかでありますように、郵便物の運送というものは、これはもと／＼郵政省が直營でやるのが原則でありまして、第二條に書いてありますように、他に委託することが経済的である、而かも郵便物運送に業務上の支障がない、この場合には例外的に委託運送ということをやする建前になつておるのであります。この意味において伺いたいの、郵政省自体が、今郵便物の運送といたうことにつきまして、施設的に或いは予算的にどういふふうな方法を取つておられますか。戦争が終りましてから、終戦當時は非常に郵便車も少い、又満足な郵便車がない、或いは自動車が少ないというので、非常に郵便物運送に困つた例が多いのであります。現在のその点は相当回復しておるのであります。それが、今後この問題に對しまして、相当経費をかけても推進をしなければならぬというお考えであるのかどうか。現状はどうなつておりますか、お答えを願ひます。それからもう一つ伺いたいの、この法律案に關連いたしまして、日本郵便通達会社に関する問題であります。こういう法律が出なければならぬような程度に、郵便物の委託運送につきましても、数年前或いは十数年前とは非常に状況が變つて来ておるのであります。郵政省は自分で郵便物の運送をし、どうしても他に任せな

ければ十分に行かないという点を他の運送業者に委託をしてやらせるといふ建前になつておるのであります。日本郵便通達会社の状況は今どうなつておりますか。今後この会社に對しまして、従来と同じような方針を以て郵便物の運送の委託をしようということになりますと、この法律の建前から申しますと、多少腑に落ちない点が出て来るのであります。殊にこの会社は、今でも要らなければ恐らく資本の或る部分或いは大部分を旧通信省の共済組合の方面から出資をしておるといふようなことを私は記憶しておるのであります。が、本来ならば郵政省自体がその郵便物の運送についての重大なる責任を持ち、又関心を持つておるといふならば、これは当然郵政省自体が出資をして、共済組合のごとき他の目的を持つておるものについては、こういう会社に出資をさせるといふことは間違つた方法じゃないかと思ひます。この郵便通達会社に對しまして、郵政省が今後どういふ方針でこれを改革されるのか、或いはこの会社はもう解散をさせられるのか、或いは部分的にこれを生かして行こうとされるのか、これらの御方針について明らかにして頂きたい。

○政府委員(浦島喜久衛君) 御質問の第一点でございますが、勿論郵便事業は國營事業でございますので、郵便物を集め、それを又運送すること、或いは郵便物を配達すること、全部が直接郵政省の手によつてやるといふこと、これが建前であるわけでありまして、併しそれが建前であるわけでありまして、併しこれを運送することが郵便の本来の使命でありまして、その郵便物の送達事

業につきまして、やはり郵政省自身が相当運送機関を持つといふことは、これは事實上郵政会計の経済的な観点或いは運送上の技術的な点からいたしましては不可能なことでありまして、従いまして事業創設以来、特に鉄道が発達しましてから、鉄道を利用して、そして郵便物を送る、或いは又海路でございましてならば、民間の船を利用して郵便物を運送する、こういう建前を取つて来ておるのであります。従いまして御承知のように、明治時代から鉄道船舶郵便法というものがございまして、その法律によりまして、鉄道と船舶につきましては、郵便物をそれに委託するといふ規定をしておつたわけでありまして、併しながらその鉄道と船舶以外につきましては、従来はわゆる人力によりまして、郵政省のみの経営によつてやつていたものであります。が、何と言ひましてもスピード・アップ、速度といふものが絶対に必要であります。従いまして、かような運送機関が発達するに従ひまして、できるだけさういふスピードのある運送機関を利用いたしまして、郵便の速度を上げるというところは、これは当然郵政当局としての責務であるわけでありまして、従いまして昭和時代から自動車運送業といふものが非常に発達しましてから、その自動車を利用して郵便物の運送をやつて行く。こういう方法を取りまして、現在におきましては、鉄道、船舶、自動車或いは又人力で行かない場合は馬車等を利用いたしまして、郵便物の輸送方法を取つてゐるわけでありまして、併しこれらの輸送施設が、御承知のように戦災によりまして著しい被害を受けましたことは、これは現実でござ

います。併しその後諸々復旧いたしました。郵便車におきましても、戦災を受けた郵便車も殆んど修理並びに不足分を新造いたしました復旧いたしました。又自動車につきましても、殆んど一〇〇％戦災を受けた専用自動車も回復いたしました。今日におきましてはそれらの運送機関は大施設としては戦前に近い方に向つてゐるわけでありまして、併し飽くまでそれらの運送機関の改善ということに今後一層努力しなければならぬわけでございます。これは鉄道当局と常に緊密な連絡をいたしまして、その郵便車の改造或いは又自動車の内容の整備ということにつきましても、極力努力をいたしておるわけでありまして、従いまして本年度におきましては、特に新しい郵便車、特にこの郵便車内取扱いを最も能率的にいたしますために、新車を六輛目下製造中ございまして、これが一部近くで上る見込みでございます。大体かいつまんで申しますと、以上の通りであります。

第二の日通の問題に対する取扱いに對して、郵政省の方針如何という御質問でございますが、これは御承知のように、従来は各地域におきまして、各地域のそれらの運送業者と自動車運送業者と一つの契約をいたしまして、郵便物の運送委託を行なつておりましたが、昭和十七年に、その当時の情勢としまして、自動車運送業者の統制と申しますか、自動車運送業者をできるだけ大きく纏めて行く。こういう機運にあつたのであります。併しながら郵便物の運送につきましては、特殊なものでございまして、これらの自動車運送業者の統制から除外される傾向に

ありましたので、従つて郵便物の運送のみの業者だけが集まつて、これが一本になろうというところの問題から、昭和十七年の十一月に、日本郵便通送会社といふものができたのであります。このできまされたときは、それぞれそれに参加しました東京、名古屋、横浜、大阪、京都、神戸、或いは高知、こういう従来最も大きく委託によりまして、たまたま専用自動車所有者によつて、それが設立されました。それらの業者が出資をしまして、そうして現物出資におきまして、これらが設立されたのであります。併しその当時の情勢としまして、やはり郵政省としては郵便物を委託します關係上、その会社が円満に設立され、又業務運行が円満に運営されるということが通信省におきましても期待されるわけでありまして、従つてそれを援助するといふ意味におきまして、通信共済組合から一部出資をいたしまして、その設立に共済組合が参加したわけでありまして、併しこれは飽くまで、表向きとしましては通信省がそれを出資したのではなく、要するに事業の運行上通信省と密接な關係がありまして、共済組合をして出資せしめた。こういうような経過になつておるわけでありまして、従いましてこれは飽くまでその日本郵便通送会社でございますときの当時の情勢としましては、通信省として、これらの設立を極力徳意もするし、又は中に入りましていろいろお世話をしたのであります。これは飽くまで特殊会社ではななく、やはり一般民間の運送業者であるわけでありまして、ただ事実上郵便物を運送します關係上、省と密接な關係がありますので、その仕事を通じて日本

通送会社と深い關係にあるという以外に、法律的に郵政省の監督の下にあるといふような会社ではないのであります。併し一時戦争中におきまして、この会社の監督権を強化いたしました。重役の任免等につきましても、通信大臣の認可を要するといふような指令も発したことがございまして、これが終戦になりました。昭和二十二年になりまして一切の指令を解除いたしました。全く自由な民間の会社として、そういう法律的な郵政省と会社との監督、被監督といふような關係を排除いたしました。日本郵便通送会社の自主的な運営に任じているわけでありまして、従いまして郵政省としましては、御質問の日通をどうするか、この委託法案の成立後において日通をどういふに取扱うかという点につきましては、郵政省としては別に法律的な監督権もないわけでありまして、従つて別に会社を解体するとか、或いは又どうするとかいふような命令権もないわけでありまして、ただ一般の運送業者と同じに取扱つて行きたいといふような考えを持つてゐるわけでありまして。

○委員外議員(新谷實三郎君) 大體経過も分りました。御答弁の趣旨も一応は了承いたしました。ただ日本通送会社の問題につきましては、只今もお話があつたように、近く一般民間運送会社と同様の会社になるといふことである。住宅もなければ、今日の通信従業員と言へば、住宅もないとか、いろいろの厚生施設もないといふので、この方面にむしろ資金が非常に必要な時期であります。それならばむしろ共済組合の持つております株と申しますか、そういう

たものは成るべく早く一般の運送業者の方に肩代りをして、共済組合本来の目的に向つて資金を使用されるのが当然である。共済組合が依然としてこの会社の株を持つておりながら、而も片方ではこれは普通の法人に過ぎない、一般の運送業者であると言われることにつきましても、私は了解できないのであります。

○政府委員(浦島喜久衛君) 只今の点でございますが、おつしやることも御尤もなことと存するのでございまして、従ひまして終戦になりましてから、日本郵便通送会社が増資します場合に、共済組合において必ずしも引受けるといふ従来のは取つていないのであります。昨年増資しましたときに、やはり共済組合の資金状態をよく眺め合せまして、資金がない場合にはその増資に応じないという措置も取つてゐるわけでありまして、併しながらやはり日本郵便通送会社は郵便物のみを運送する専用の会社でございまして、それ以外の營業をやつておらんわけでありまして、この日本郵便通送会社が〇%を全国的に占めてゐるような状態でございまして、この会社がうまく行くか行かんかといふことは、これは郵便事業の運行上重大な關係があるわけでありまして、併しながら一面におきまして、只今申し上げましたように、郵便物のみの仕事をやつてゐるわけでありまして、やはりこの日本郵便通送会社は民間の一般会社として立派に一人立ちして行くといふことはななく、むしろかかしの思ふのであります。やはりこの日本郵便通送会社の運営が、会社

これは郵便物の運送という点からいたしましても結構なことでありまして、共済組合の資金上、若し余裕があればこれはできるだけ行きたい。併し必ずしも従来通りやるといふのはなくして、やはり共済組合独自の資金状態を眺め合しまして、増資の場合には引受けする場合もあるし、引受けない場合もある。こういう方針を取つてゐるわけでありまして。

○委員外議員(新谷實三郎君) 余り私もこの問題について追及はいたしません。が、今の御答弁のようでありまして、最初に申し上げたように、私はむしろ郵政事業關係の會計法と言いますか、そういう規定は改められても、共済組合よりもむしろ郵政事業の特別會計から出資をして、そうして郵便物の運送に、郵政事業の意思を一層十分反映したらいじやないかといふことを初めて申上げたのです。共済組合といふようなものをお使いになつてゐることは、共済組合としては殆んど關係はない。ただ共済組合から出すといふのは共済組合は資金の運用上、つまり利廻りをよくするといふ意味で、利益があるから出す理由以外には、今共済組合から出す理由はない。若し郵政事業といふものと、今おつしやるように最も密接な關係を持たせて行きたい。又事實上の内部的援助も与えたい。こののでありますから、早く郵政事業からお出しになるべきで、共済組合のやうなものをお使いになるのは見当違いであるといふことを最初から申上げてあります。この点私の言ひ方が足りなかつたかも知れませんが、理窟は申しません。併し將來におきまして、この運送委託の根本の法規が出るのですから、

従来の会社の設立当時の状況と少しも
変らないのだ、これでいいのだとい
うお考えでは私は納得できないのであり
ます。その点は将来の問題にして置き
ますが、当局として十分にお考えにな
った方が、私は郵政事業のためにはよ
からうと思ひます。それから向今の御
説明で盡きておられるのですが、そうい
う事業であればこそ、他の運送業者でも
できると思われる大都會を中心にして
の郵便運送を、この会社が受持つてお
るわけでありませう。これは今日陸上運
送業者が非常に沢山できておられますか
ら、何も運送自体だけを見ますと、そ
ういふ特別なものがなくても運送する
ことは可能だと思ひます。又郵政省
自体が、その会社でなければできない
というふうなむずかしい運送事業では
ないのです。一般の荷物も取ろう、一
般の荷物も運ばなければいけないとい
うものでありますと、郵政省がじかに
乗出して行くことは困難でせう。併し
郵便物だけを運送するのだということ
であれば、その程度の仕事は、会社で
やれることは郵政省自体がおやりにな
つても、自動車運送ですから、やれな
いことではないと思ひます。而もそ
れを大都會を中心にしてやつておられ
るといふような会社になつておられる
のです。でありますから、私は今特にす
でにどうしろということは申しません
が、この日本運送につきましても、こ
の法律の趣旨から言つて、この際に再
検討され、そうして今政府委員から
お述べになつたような趣旨もこめて、
郵政事業の一環としてその会社が健全
に発達し、郵政事業に寄与して行くよ
うな体制をこの際にお取りになつた方
がよろうと思ひまして、お尋ねをして

いるわけですか。この点は御答弁は要り
ませんが、十分将来においてはお考え
を願ひます。

○委員長(山田佐一君) 非常に示唆に
富んだ質問ですから、政務次官から一
つ御意見を……

○政府委員(吉田安君) 今新谷委員か
らのお話の日通に関する郵政事業との
関係ですが、それに対する御意見は、
私としても、これは今委員長の言われ
る通りに、頗る示唆に富んだ御質問で
あるように考えます。将来その点はよ
く研究して御期待に副いたいと思ひ
ます。私も共済組合が株主となつ
て、そうしてこの種の会社をやつて行
くというところは、実は多少私としても
ちよつと疑点があるやうです。郵政事
業直接の方からタッチした方がよくは
ないかということも、これは新谷君同
様考えないではありませう。そういう
観点から見ましても、御意見の点は、
一つ今どうというわけでは勿論ござい
ませんけれども、一つ研究して置きた
いと思ひます。それから事業経営、こ
れは勿論国家事業ですから、郵政省が
直接に行つて行くべき建前であること
は勿論であります。この点に關し
ましては、私遅れて出ましたが、局長
から十分御答弁申上げたかと存じます。
やはりその精神から行きたい、どこま
でも本来の建前で行くことは御意見の
通りだと思ひます。十分そういうふう
に注意して置きます。

○委員長(山田佐一君) ちよつとお諮
りいたしますが、委員外的小林議員か
ら発言を求められておりますが、許可
することに御異議ありませんか。

○委員長(山田佐一君) 御異議ないも
のと思ひます。

○委員外議員(小林勝馬君) この法案
に對しまして、日通の存在が非常に密
接であるし、尙又只今郵政局長からい
ろいろ御答弁がありましたことからい
たしまして、日通の内容乃至は日通
の現状を是非共知したいと思ひ
ますが、これは御説明ではちよつと問
に合わないと思ひますが、一つ日通の
現状並びに構成その他参考資料を、こ
の次の委員会までに御提出願ひたい
と思ひますが、如何でございませうか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 承知しま
した。早速調べます。

○委員長(山田佐一君) 速記を止めて。
(速記中止)

○委員外議員(小林勝馬君) 細かい質
問をしたいと思ひますが、第二條で
「郵政大臣は、郵便物の運送等を他に委
託することが経済的であり、云々とあ
り、尙「業務に支障がないと認めると
き」云々とありますが、これは如何
ようにして御選定、御判断相成ります
か、この点明確に御答弁頂きたいと
思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 経済的な
点でございしますが、これは一つの例を
申しますと、郵政省が郵便物を運送
するため鉄道を敷いて汽車を走らせる
という場合、これは経済的でないとい
ふ分ると思ひますが、これは国鉄に
向うには鉄道がございまして、それを
利用して必要な経費を支出して行く
それに委託しまして、必要な経費を持
つて行くというのが最も経済的である
と思ひます。又山間の僻地におきま
して、郵便物もそう多くない、而も非常
に運送距離が遠いという場合に、直接

こちらから人を雇ひまして、或いは又
こちらが必要な運送機関を直営しまし
てやりますというところはなか／＼不經
済なわけですか。かような場合は請負を
して民間にやらせる。或いは請負をし
てこれをやる方が最も経済的であると
いうこともあり得るわけですか。如何な
る場合に経済的かどうかという点にな
りますと、全般的に見ましても、す
でにある運送機関を利用するというこ
とが、最もこれは郵政省としては経済的
であるわけでありませう。それから運送
業務に支障ないと認めるといふこと
でございしますが、如何なる運送機関を利
用し、而もその運送機関が完全にこち
らの仕事とマッチして、この郵便物を
運送されるかどうかという個々の認定
につきましても、その具体的な問題の
ときに支障があるかないかを認定する
わけでございます。併しもうすでに大
体この郵便物の運送網というものは、
今日まで全国到る所に施設ができ上つ
ておるのであります。これから新ら
しくさような線を作るといふことは極
く少数の稀の場合にあるだらうと思ひ
ます。従ひまして今日までの運送施設
におきましては、今後この法律により
まして委託をするといふことは、大体
既定の施設につきましては支障ない
と、こういうような認定の下にこれを
決定して行きたいと、こういうふう
に考えております。

○委員外議員(小林勝馬君) 只今の御
説明によりまして、現在やつてゐるから
支障がないといふふうには認めるとい
ふ御答弁でございしますけれども、
郵政大臣が他の事業会社の營業に關し
て支障があるかないかを認めるのに、

上の方からおつかせのようなやり方
で、お前のところは支障がないからこ
れをやれというふうな御命令のやうに
聞きますが、ちよつとこの條文で行く
と少し不都合じやないかと思ひます
けれども、その点を御説明願ひたい
と思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 郵政大臣
の方から、上からおつかせるやうに
支障がないと認めるのではなくして、
郵便事業の運行上、その或る特定の運
送業者に委託する場合に、これが支障
あるかどうかといふことは、運輸大臣
がそのものを認定するので、会社その
ものの内容につきましては、別に郵政
大臣が差し出がましいことは言わな
いのであります。この業務の郵便事業の
運行上支障がないかどうかといふこと
を、郵政大臣自身がこれを考へて、そ
うしてそれを示達する、こういう点で
ございします。頭から命令するとい
う意味ではございせんから、御了承
願ひます。

○委員外議員(小林勝馬君) 第四條の
第二項によりまして「一定の価格、同
項第二号の場合にあつては」とありま
すが、これが仮に落札者が見込み違
いで安く入札した、乃至は見積りをした
というふうなことが起り得ると思ひま
すが、そういう場合に、余り安くしたた
めに採算が合わないといふことでやら
ないような場合は、どういふふうにお
やりになるのですか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 御質問
は、安く入札したためにやつて行けな
いから、郵便物の運送ができないのじ
やないか、それを放棄するといふ場合
にどうするかといふ御質問でござ
いしますが、勿論さうな場合には他

おるようなことの起らないように善処願いたいと思つてあります。大臣から御答弁を承つて置きたいと思つてあります。

○委員長(山田佐一君) 速記を止めて

〔速記中止〕

○委員長(山田佐一君) 速記始めて……

○委員外議員(千葉信君) 次にお伺いしたいことは、これも同様の委員会で大任にお尋ねいたしました群馬県の室田郵便局の問題でございますが、この問題についてのその後の経過を伺いたい。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題は千葉君から再三お話があつたのですが、私も事情を自分自身でよく知りません。最近報告を受けております。報告を受けておりますけれども、その具体的に折衝に當つた者は白根君です。人事部長からその詳細を御報告申し上げます。

○説明員(白根玉喜君) それでは私から御説明申し上げます。先般千葉議員の方からお話がありまして、早速東京郵政局の責任者を招致いたしました。再調査を命じた上、善処方を申入れた次第でございます。そこで東京郵政局におきましては、再度係官を派遣いたしました。慎重に調査を行いました。その結果の報告が私共の手許へ参つたのでございます。問題は、今回の行政整理に当りまして局長たる清水正、富澤金二郎、江上友一郎三氏の整理が安当であつたかどうか、又その当時問題になりました局長の不信問題はどうかというところにかかつておると思つておりますが、結論をいたしましては、東

京郵政局といたしましては、整理は安当と認める。局長の不信に對しまして、強い徹底的な措置を講ずるような必要がないと認めておるのでございませう。尚、整理した方々を再採用するにつきましては、只今の段階では時期が早過ぎるじやないかという意見を持つておるのであります。問題の発端は、局長の家族従業員の風紀問題に端を発しまして、今年四月以来こたくとしておつたのであります。種々の経緯がありまして、この問題は六月二日、午後二時四十分、局長及び井草群馬郡支部長、木暮、清水正、須長地区副委員長の方々が集まりまして、この問題は一応問題にしないことにしようじやないかということで、一応圓滿解決を見たのでございませう。尚併しながら、荷くも風紀問題が起つた以上は、その家族従業員は退職したかどうかという希望がございまして、調べた結果とい

たしましては、風紀の問題は、宿直室に三人泊つておるところへ、二人の家族従業員と一人の局員と、五人でまあやすんだという問題でございまして、それらの関係につきましては、いろいろの経緯はございませうが、一応この問題は安結を見たのでございませう。又局長不信の理由をいたしましては、専ら自分の家族であるところの従業員の風紀問題にあつたのでございまして、局長自身の非違に出るのではないのでございまして、局長に對しまして、注意は無論しなければならぬと思つておりますが、免職等の重い処罰をするというところは、東京郵政局としては安当でないといふ考え方を持つておるのであります。向これらの三人は、局長の不信問題の際にも、しばし局長が退任しな

ければ通信は止めるとか、総辭職をするとかいうような言辭を弄して参つたのでございませうが、これは公務員法の精神に照しましてふさわしくない行動でないかと思はれるのでございませう。これらの問題に絡む紛争の内容を調べて見ますと、いろいろの原因はございませうが、群馬地区本部からも組合活動は積極的な線においてなすべしという

ような申入をなした事実があるにも拘りませう、その後におきましては何とかしらずに平地に波瀾を起しておるような感を受けておるのでございませう。或いは定額貯金、保険募集につきまして極めて非協力であるとか、或いは勤務時間中に無許可で職場大会を開催するとか、或いは行政整理問題が起るに至つてから総辭職戦術、これははつきり出ないですが、企てをやつたとか、いろいろと好ましくない行為があつたのでございませう。御承知のように今回の行政整理におきましては、その数の多い点からいまして、真に同情すべき点、健全、善良なる従業員でも整理対象となつた事実を鑑みまして、本件の処分は何ら咎むべきことではないと思つてございませう。併しながらその後の状況につきましては、群馬地区の方ではいろいろこの局に對していろいろの策しつゝおる模様でございまして、その後の動きの如何によりましては、東京郵政としましては、本人も前非を悔むというところになりますれば、或いはそういう時代も来るかと思つてございませう。現在の段階では、東京郵政といたしましては復職はまだ時期尚早である。こういうような意見を持つております。

○委員長(山田佐一君) よろしうございませうか……

○渡邊甚吉君 第五條の第三項につきまして、先程郵政局長から答弁がありましたが、この運送料金基準の変更に

ついて、ただ一片の通知だけで変更するということは、どうも一方的の感じがいたすのであります。郵政大臣の發言を重んずる意味において、これもやはり協議をするように修正したら如何かと考えます。

○委員長(山田佐一君) 渡邊さんにお伺いしますが、そうすると、そのことについて大臣の所感を承るのですか。

○渡邊甚吉君 一応大臣の御所見を承りたいのです。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 渡邊君にお答えいたします。只今の第五條第三項の問題で「郵政大臣に通知して」というよりは、これを協議しての方が適當じやないかという御意見であります。か、その御意見は私共も賛成いたしました。氣持なんでありませう。併しこまて来る間にはいろいろの経緯がございまして、事務當局においても相当の問題を論議された後にここに納まつた問題であり、同時に又これが関係方面へ行きまして、C.T.SとC.C.Sと記憶しておられますが、いろいろ議論がありまして後、これは譲るといふ方向になつて来たのであります。私の方から直ちにこれはいかると蒸し返すことは道義的にどうかと思つてございませう。この点につきましては意見を申し上げます。ないといふことにいたしたいと思つてございませう。

〔了解々々と呼ぶ者あり〕

○奥主一郎君 今日はいくらいいです……

○委員長(山田佐一君) それではよろし

ゆうございませう。速記を止めて下さいます。

〔速記中止〕

○委員長(山田佐一君) 速記を始めて下さい。本日はこの辺にいたしまして、次回は十七日の午前十時に開会いたします。本日はこれを以て散会をいたします。

午後二時四十分散会
出席者は左の通り。

委員長 山田 佐一君

理事 中村 正雄君

渡邊 甚吉君

委員 奥 主一郎君

新谷 寅三郎君

千葉 信君

小林 勝馬君

國務大臣 小澤佐重喜君

郵政大臣 電氣通信大臣

政府委員 郵政事務次官 吉田 安君

郵政事務官 浦島喜久衛君

郵政局長 説明員

郵政事務官 白根 玉喜君

(人事部長)

十一月十一日本委員会に左の事件を付託された

一、広島県大林村に簡易郵便局設置の請願(第二百二十八号)

一、大阪市此花区に二等郵便局設置の請願(第二百三十九号)

一、須賀川町有須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願(第二百五十四号)

一、福島県大里村に無集配郵便局新設の請願(第二百六十四号)

一、福島県滝根町菅谷に無集配特定郵便局新設の請願(第三百七号)

第二百二十八号 昭和二十四年十月二十九日受理

福島県大田村に簡易郵便局設置の請願

請願者 福島県安佐郡大田村長 細川求己

紹介議員 浅岡 信夫君

福島県安佐郡大田村は、面積十六平方キロ、戸数三百六十九戸であるが、地形上高田郡市川村字檜山部落および高田郡根野村字根之谷部落と合して一集団地をなしているが、従来郵便局がないため、極めて不便な実情にあるから、今回の簡易郵便局設置法制定を機会として、安佐郡大田村字洞庭に簡易郵便局を設置せられたいとの請願。

第二百三十九号 昭和二十四年十月二十九日受理

大阪市此花区に二等郵便局設置の請願

請願者 大阪市此花区朝日橋通三ノ四大阪市此花区長 松本正治

治外二十二名

紹介議員 村尾 重雄君

大阪市此花区は、面積千平方キロ余、人口三万五千余を有するわが国屈指の工業地帯で、扶桑金属、日立造船等多数の各種会社工場があり、一方昨年より着すされた庶民住宅の建築も着々完成増加し、寮間人口は十方を数えているが、昭和二十年戦災により此花郵便局を焼失以来通信事務は隣区所在の福島郵便局の所管となつてゐるため、区民の不便がはなだしいばかりでなく、各種商工業の発展に重大な影響を与えているから、既に敷地まで用意している此花区に二等郵便局を設置せられた

いとの請願。

第二百五十四号 昭和二十四年十月三十一日受理

須賀川町有須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願

請願者 福島県岩瀬郡須賀川町 長 前田藤吉

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県須賀川町須賀川郵便局および須賀川電報電話局の局舎ならびに同敷地は、従来須賀川町より賃貸契約により借用していたが、最近同町の財政は、新制中学建築、自治体警察、土木事業等にはばく大な経費を要するため、一般財源は窮乏の極にあるが、国庫補助、起債の見込もなく、町民の負担力も限界に達しているから、須賀川町財政確立のため、同局舎および敷地を政府において買い上げられたいとの請願。

第二百六十四号 昭和二十四年十月三十一日受理

福島県大里村に無集配郵便局新設の請願

請願者 福島県岩瀬郡大里村 長 山口忠右エ門外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県岩瀬郡大里村大字大里地区は山間のへき地で、米、繭、木炭等の産出が多いが、村民の生活に至大の關係を有している大屋郵便局に遠くて、非常に不便を感じているから、無集配郵便局を新設して、村民の便宜を図られたいとの請願。

第三百七号 昭和二十四年十一月一日受理

福島県滝根町菅谷に無集配特定郵便局新設の請願

請願者 福島県田村郡滝根町 長 熊谷武夫外七名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県田村郡滝根町菅谷地方は、科学工業の原料として欠くことのできない石灰石の産地として知られているほか、セメント原料石の産地であるため、石灰石鉱業、セメント鉱業を計画する事業家の来住激しく、工場設置を準備中の会社もあり、一方只見川水源電力開発の計画進行に伴い地方産業の発展地として期待されており、また木材、各種農産物も増加の一途にあるから、さきに新設された菅谷停車場を中心とする商工業者の増加と当地方振興の重要性にかんがみ、滝根町菅谷に無集配郵便局を設置せられたいとの請願。

昭和二十四年十一月二十五日印刷

昭和二十四年十一月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所